別紙１

仕様書

１　設置場所

しものせき市民活動センター

下関市竹崎町四丁目４番２号（ヴェルタワー下関２階）

２　しものせき市民活動センターの管理運営について

下関市（以下「甲」という。）はヴェルタワー下関の一画を区分所有し、しものせき市民活動センターを設置している。しものせき市民活動センターは指定管理者制度により、管理運営を一定の手続を経て指定した民間事業者（以下「指定管理者」という。）に委託している。

３　モニター設置台数

１台

４　モニター設置期間

令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで（ただし、目的外使用許可を得ることを条件とする。）

５　モニターの規格

（１）モニターの大きさ

４３インチ～５５インチ

（２）設置方式

スタンド式で移動が可能なものとし、チラシ、リーフレットなどが設置できるものであること。また、自走や転倒防止対策が講じられた安全性能が確保されたものであること。

６　広告

（１）モニター設置事業者（以下「乙」という。）は企業広告以外に、甲の事業等の広報を行うための枠を一定数確保すること。
（２）甲の広報枠とは別に、天気予報、ニュース等の放映を行うことは可能とする。
（３）広告の内容については、別紙２　しものせき市民活動センター広告モニター放映基準に基づいたものとすること。
（４）広告の放映時間は、しものせき市民活動センターが開館する日の開館時間とする。ただし、状況に応じて、甲乙協議のうえ、放映日を変更し、また、放映時間を延長することができるものとする。なお、しものせき市民活動センターの開館日及び開館時間は次のとおり。

①開館日

１２月２９日から翌年１月３日までを休館日とし、それ以外の日を開館日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ甲の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

②開館時間

次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、あらかじめ甲の承認を得て臨時に延長し、又は短縮することができる。

・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）は、午前９時から午後６時まで
・日曜日及び祝日以外の日は、午前９時から午後１０時まで

（５）広告主、広告等の内容について、公共性、美観、利用者への影響等に配慮すること。

7　市有財産の使用許可

モニターの設置に当たっては、設置場所となる市有財産の使用について、毎年度、許可を得ることが必要であるので、甲の許可を受

けるとともに、使用料を納付すること。

8　電気料金

乙は、広告モニターの消費電力及び使用時間並びに電気料金の１ｋｗｈ当たりの単価から算出した広告モニターに係る電気料金を甲に支払うこと。この場合において、当該電気料金の算出方法、支払方法等の詳細については、甲と協議を行った上で決定することとする。

9　その他

（１）広告モニターに係る設置、撤去及び維持に係る費用並びに広告作成費用は、全て乙が負担することとし、機器の適正管理を行うこと。

（２）しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項及び下関市暴力団排除条例（平成２３年条例第４２号）による措置については、別紙３及び別紙４のとおりとする。